



商工会ニュースやまだ



【山田の秋祭り（山田町中央公園）】

目次

- 小規模事業者持続化補助金
- 最低賃金のお知らせ、雇用保険料のご案内、雇用確保の助成金申請を受け付けます)
- 小規模企業共済、経営セーフティ共済、中小企業退職金共済

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を応援します。

対象となる事業者は常時使用する従業員が20人以下（卸売業、小売業、サービス業は5人以下）の小規模事業者です。事業計画の策定には期間を要しますので希望される方はお早めにご相談ください。

◎申請締切

第10回受付締切分：2022年12月上旬、第11回受付締切分：2023年2月下旬

◎補助率・補助上限額

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者については3/4)			2/3	
補助上限	50万円		200万円			100万円

◎申請類型

類型	概要
通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取組を支援。
賃金引上げ枠	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率 3/4に上げるとともに加点を実施。
卒業枠	販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者
インボイス枠	免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組む小規模事業者

◎補助対象経費

- ①機械装置等費：製造装置の購入等
- ②広報費：チラシ作成・配布、看板の設置等
- ③ウェブサイト関連費：ウェブサイトやECサイト等に係る経費
- ④展示会等出店費：展示会・商談会の出展料等
- ⑤旅費：販路開拓等を行うための旅費
- ⑥開発費：新商品の試作品開発等に伴う経費
- ⑦資料購入費：補助事業に関連する資料・図書等
- ⑧雑役務費：補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用
- ⑨借料：機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
- ⑩設備処分費：新サービスのスペース確保を目的とした設備処分等
- ⑪委託・外注費：店舗改装など自社では実施困難な業務を第3者に依頼（契約必須）

最低賃金のお知らせ

知っていますか？
自分の最低賃金

岩手県 最低賃金 **854円** (時間額) * 前年比 **33円UP**
(令和4年10月20日から)

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人と雇う人のためのルールです！



- 1 時間給の場合 時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 2 日給の場合 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 = 時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 3 月給の場合 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間 = 時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 4 上記 1, 2, 3が組み合わさっている場合 (例) 基本給が日給で、各手当が月給の場合
 - ① 基本給 (日給) → 2の計算で時間額を出す
 - ② 各手当 (月給) → 3の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額 (時間額)

雇用保険料のご案内



令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料が変更になります。年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000 3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000 3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000 4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

雇用確保の助成金申請を受け付けます

県では、「事業復興型雇用確保助成金」の申請を受け付けます。

県内沿岸12市町村に所在し、国または自治体の補助金事業等を活用中もしくは活用実績のある事業所が、求職者を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成します。また、雇入れに先立ち住宅支援の導入等を行った場合、1年間で最大240万円を助成します。

詳しくは、県のホームページを御確認いただくか、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

○申請期間

【前期】令和4年9月1日(木)から令和4年11月30日(水)まで

〈申請対象〉令和4年2月1日から令和4年10月31日までの雇入れ

【後期】令和4年12月1日(木)から令和5年1月31日(火)まで

〈申請対象〉令和4年11月1日から令和5年1月31日までの雇入れ

○受付時間 午前9時半～正午、午後1時～4時半 ※土・日曜日、祝日は除く。

○申請先・問い合わせ 岩手県定住推進・雇用労働室 (Tel.019-656-1571) へ。

小規模企業共済

- こんな悩みにお応えします
年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？
- 制度の特徴
 - ・ **経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
 - ・ **掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
 - ・ **受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。
- 他にもこんな特徴があります。
契約者貸付けの利用が可能、共済金の受給権は差押禁止*
* 共済金等の受給権は国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。



経営セーフティ共済共済



取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

- 制度の特徴
 - ・ **掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
 - ・ **貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
 - ・ **掛金は税法上**
損金（法人）または必要経費（個人事業）に

中小企業退職金共済

頑張ってくれる従業員のために・・・

そんな社長さんの思いを、
国の退職金制度「中退共」がサポートします。

- 掛金を一部助成
- 全額非課税
- カンタン管理

— 家族従業員の加入もOK！ —

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

※他の退職金・企業共済年金制度等との資産移換も可能です。

